

建廃協NEWS新春号



新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。
清しい思いで新年をお迎えになられたことと思います。
本年も皆様方にとりまして良い年となりますことをお祈り申し上げます。

昨年2017年には、水俣病の教訓に学び、世界的に水銀の削減を進めるべく制定された「水銀水俣条約」が発効しました。
わが国でも廃棄物処理法の改正により水銀の取扱いが強化され、その一環として、廃蛍光管が水銀使用製品廃棄物とされ、その処理が明確になりました。

20年以上前から、廃蛍光管は水銀が封入されているので割らずにリサイクルにと主張し続けてきた私にとっては、ようやくという思いです。

割ってしまえば簡単に処理できる、ますます解体費用が高くなる、そこまでする必要はあるのか等々思いは様々だと思えます。
しかし、人が恩恵を享受してきたものが、人に被害を与えるとき、その後始末は人がせざるを得ません。「石綿」しかり、「フロン」しかりです。

解体・改修のみならず、日常生活においても、廃蛍光管の処理を適切に行うことが求められます。

少量排出の場合でも同様です。

その処理を合理的に実施していくために、建廃協ではJFE環境(株)殿との連携で少量回収システムを構築しました。

これからも、排出者の方の目線に立ち合理的な廃棄物処理のあり方を追求していきます。

本年も、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

